

## 第 3 期宮城県国民健康保険運営方針（最終案）について

### 1 運営方針の概要

- 国民健康保険運営方針は、国民健康保険制度が、平成 30 年度に都道府県単位化が実施され、県と市町村が共同で運営する仕組みとなったことから、県が県内市町村と一体となって国民健康保険の安定的な財政運営、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための指針として、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項に基づき、県が市町村と協議の上、策定するもの。
- 都道府県単位化が実施された平成 30 年度から第 1 期方針を、令和 3 年度から現行の第 2 期方針を適用している。これまでの運営方針の計画期間は 3 年間であったが、次期運営方針からは医療費適正化計画等の計画期間と合わせるため、令和 6 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 6 年間を対象期間としている。
- 国保の運営状況として、被保険者数や保険料、医療費等の推移や将来推計、保険料（税）の収納状況、収納対策や、県と市町村の国保特会の状況を記載している。また、医療費適正化に向けた取組、事務の共通化による市町村の国保関連業務の広域的・効率的な運営の進め方、保険料（税）水準の統一に関する考え等を整理している。
- 県では市町村と協議の上、「中間案」を策定し、運営協議会に諮問し、協議いただいたほか、パブリックコメントを実施し、頂いた御意見等を踏まえ、「最終案」を策定した。

### 2 パブリックコメントの結果

- 「中間案」に対するパブリックコメントを、令和 5 年 11 月 27 日から 12 月 27 日まで実施した。
- 5 件の意見提出があり、意見の概要及び意見に対する県の考え方は資料 2 - 2 のとおり。

### 3 中間案からの主な修正事項（概要版：資料 2 - 3、本文：資料 2 - 4）

- 統計データを最新のものに更新
- 国の動向や国保運営協議会、市町村からの意見を踏まえ、記載内容を適宜修正

### 4 今後のスケジュール

- 令和 6 年 2 月 運営協議会における審議、運営協議会からの答申
- 令和 6 年 3 月 県議会常任委員会への報告  
第 3 期運営方針の決定・公表